

令和8年度みえガストロノミーツーリズム推進事業業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度みえガストロノミーツーリズム推進事業業務委託

2 業務の目的

訪問する地域の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的とした、いわゆる「ガストロノミーツーリズム」は国内外問わず旅行者に高い人気がある。

三重県には全国的にも知名度が高い伊勢えびやあわび、松阪牛など食の宝庫であり、それらを提供する飲食店や宿泊施設で美味しいものを食べることで、また、料理人や生産者などの現地の方々との交流や、自然環境なども含めて食文化を体感することが、本県を訪れる旅行者の大きな目的の一つとなっている。

こうした状況を踏まえ、本県の食や食文化を感じてもらい、料理人や生産者との交流など、“三重県に行かないと体験できない”食体験を組み込んだ高付加価値旅行商品の造成に取り組むことにより、旅行者の周遊・滞在性の向上を通じて観光消費額の増加に繋げることを目的とする。

3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和9年3月23日（火）まで

4 本業務を実施するうえでの前提事項

(1) 「みえガストロノミーツーリズム」が今後目指す姿

本県の豊かな食や食文化を生かし、“三重県に行かないと体験できない”食に関する旅行商品を造成・販売することにより、旅行先として三重県が選ばれること。

(2) 本業務のターゲット層

食や食文化を楽しむためには、時間やカネを惜しまず、世界各地を訪れるいわゆる「フーディ」と呼ばれる層、及び知的好奇心や探求心が強く、旅行による様々な体験を重視する傾向にある国内外の高付加価値旅行者とする。

5 業務内容

「2 業務の目的」及び「4 本業務を実施するうえでの前提事項」を踏まえて、以下のとおり実施すること。

(1) 県内のガストロノミーツーリズムに関する既存のコンテンツの収集・モデルコースの造成・磨き上げ

ア 既存の食に関するコンテンツの収集

県内のDMOや観光協会等に、食や食文化に関する既存のコンテンツについて照会を行い、コンテンツ内容など必要な情報を収集しまとめること。

イ モデルコースの造成・磨き上げ

上記アで収集したコンテンツ及び新たに発掘したコンテンツを活用して、旅行商品化に向けて、共通のテーマやストーリーでくくり、1泊2日のモデルコースを5件以上提案すること。なお、コンテンツの発掘にあたっては、過去に三重県にて実施したガストロノミーツーリズムに関する資料を提供する。

(提案内容を踏まえ、三重県と協議のうえ3件を選定する)

※モデルコースについては、継続した取組と見込み、原則、当該コースの管内にある地域DMOや観光協会など、その地域の観光の核となる地域の団体等が実施主体となり取り組むことについて、了承を得たものを選定することとする。万が一、地域の団体等が実施主体とならない場合は、受託者にて地域の取りまとめ役を担うコーディネーターを置くこと。

(コーディネーターに係る費用は当該委託業務にて負担すること)

※モデルコースの造成を行う際には、コースごとに明確な体験価値を設定するとともにターゲットを設定し、少なくとも1人以上、料理人や生産者などのヒトに焦点を当てた内容とすること。

※モデルコースの造成にあたっては、三重県の食材を活用し、旅行者の多様な食習慣等を踏まえ、ベジタリアンやヴィーガン、ハラールなどに柔軟に対応できるコースについても作成するとともに、SDGsの観点を取り入れた内容を検討すること。

ウ 上記イを実施するにあたり、モデルコースごとの内容に精通した専門家（案）を提案し、三重県と協議のうえ伴走支援を行う専門家を配置すること。

※専門家の伴走支援の回数については、最低でも現地支援2回、オンライン支援3回以上実施すること。

※専門家が参加しない受託者が行う伴走支援については、必要に応じて実施すること。

※伴走支援を実施した際には都度記録を作成し、伴走支援の関係者及び三重県に都度共有すること。

(2) 旅行商品化に向けた取組

ア モデルコースに関する移動手段及びガイド等

モデルコースを旅行商品化に向けて進めるため、旅行時の移動手段、ガイドや通訳などについても検討を行い、モデルコースごとの明確な体験価値を伝えられるよう取り組むこと。

イ モニターツアーの実施

(1) で造成したモデルコースの更なる磨き上げの機会として、モニターツアーを実施すること。モニターについては、モデルコースごとに、テーマやストーリーの内容に精通した専門家を2名招聘すること。

また、実施の際には、モニターにアンケートを実施し、ツアーに関する意見や改善点などを記載いただき、その後の伴走支援にしっかり生かすこと。

なお、モニターツアーの実施に係る費用については、当該委託業務にて負担すること。

(3) 情報発信ツールの作成及び情報発信

上記(1)で作成したコンテンツやモデルコースを情報発信するため、以下のとおり実施すること。

ア 写真・動画の作成

コンテンツやモデルコースの魅力が伝わるように、個別に写真や動画の撮影を行うこと。

なお、撮影にあたっては、プロのカメラマンを手配すること。

※写真や動画については、国内及びインバウンドの両方に情報発信することを想定して作成すること。(動画は、国内向けとインバウンド向けに同じ映像を使用しても構わないが、国内向けには日本語、インバウンド向けには英語のテロップや字幕を適宜入れること。)

※撮影の機会として、関係者と調整のうえ、上記「(2) イ モニターツアーの実施」の際に撮影することも検討すること。

※作成した写真や動画については、以下の「イ ホームページを活用した情報発信」で作成するホームページでの活用や、モデルコースの造成に主体となって取り組むDMOや観光協会などのホームページなどでの活用を見込む。

イ ホームページを活用した情報発信

「2 業務の目的」及び「4 本業務を実施するうえでの前提事項」を踏まえた、「みえガストロノミーツーリズム」の概念や上記(1)アで収集したコンテンツ等を国内向けに発信するためのホームページを作成すること。なお、作成にあたっては、三重県及び三重県観光連盟と調整しながら進めること。

また、ホームページが出来上がった際には、三重県観光連盟公式サイト「観光三重」のトピックスで記事を掲載するとともに、公式SNS「観光三重」でも情報発信を行うこと。(三重県観光連盟への再委託を想定)

さらに、当該ホームページには、三重県の食材を活用し、ベジタリアンやヴィーガン、ハラールなど旅行者の多様な食習慣等に対応している県内の飲食店やホテルなどを探し出し、そのような飲食店等をまとめて紹介している既存のサイトへ最低5件掲載し、今回作成したホームページにリンクを貼付するなど紹介すること。

(詳細については三重県と協議しながら進めること)

<ホームページを作成するうえでの詳細な仕様>

i) 機能要件、使用用途等

- ・当該事業の趣旨を踏まえたデザインとすること。
- ・スマートフォン、タブレット等に対応したレスポンシブウェブデザインで作成すること。

ii) ページ構成等

- ・ホームページは日本語を用いて作成し、(公社)三重県観光連盟公式サイト「観光三重」のサブドメインのサイトとしてノーコードで作成すること。サブドメインの設定については三重県観光連盟と調整すること。

<観光三重：<https://www.kankomie.or.jp/>>

- ・「観光三重」内にバナーを作成するなど、作成したホームページへの移動が行いやすいよう工夫すること。
- ・公開後のホームページについて、軽微な修正(テキスト・画像の修正、ファイルの入れ替え等)を受託者以外の者ができるような仕様で作成すること。また、必要に応じてマニュアル等を準備すること。

※令和9年度以降に当該事業で作り上げたモデルコースやそれに関する料理、生産者など掲載内容の充実を想定しているため、それらのコンテンツ掲載ページについては、担当職員が更新できるような設定とすること。

- ・ホームページを作成するうえで、著作権に関する調整が必要な場合は、受託者にて著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は当該委託業務にて負担することとし、後年度以降に使用料等が発生しないように整理すること。
- ・作成するホームページについては、令和9年度以降に当該事業で作り上げたモデルコースやそれに関する料理人、生産者など掲載内容の充実を想定しているため、それらも見据えた構成を検討すること。
- ・納品後の保守体制や更新作業等については、運用負担の軽減に配慮のうえ、別途協議することとする。

ウ ホームページ以外での情報発信

上記アで撮影した写真や動画を活用しながら、上記イとは別の形で、SNS、イベント、メディアへの掲載などの手段により、国内向け及びインバウンド向けの情報発信を、効果的と思われる媒体や手段にて2つつつ提案し、三重県と協議のうえ実施すること。

※SNSでの発信の場合は、Youtube やInstagram など媒体ごとに1つとカウントする)

(上記の情報発信を実施するうえでの注意事項)

- ・実施については、予め、三重県やモデルコースの造成に関わる関係者と協議のうえ実施すること。
- ・実施内容については効果検証できるものにする。
- ・情報発信の実施については、本県の食や食文化の推進に取り組む団体等と連携した取組についても実施に努めること。

6 その他

(1) 打合せの実施

本業務の進捗管理や円滑な遂行等を目的に、三重県と定期的なミーティングを実施すること。(隔週に1回程度で実施すること)

また、必要に応じて、対面又はオンラインでの打合せを開催すること。なお、オンラインの場合はミーティングのURLなど必要なものを用意すること。

なお、ミーティングを実施した場合は記録を作成し、三重県に報告すること。

(2) 報告事項

受託者は、次の項目について、三重県への報告を行うこと。

ア 業務運営に係る体制の見直しが必要となった場合は、三重県へ報告を行い、協議すること。

イ 三重県の判断が必要なものおよび重要と判断されるものについては、その都度直ちに三重県に報告し、情報を共有するとともに、必要に応じて指示を受けること。

(3) 完了報告

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を三重県に提出すること。

なお、作成及び提出に係る一切の費用については受託者の負担とする。

ア 報告期限

令和9年3月23日(火)

イ 記載事項

- 委託名
- 契約金額
- 契約日、契約期間
- 完成年月日
- 実施した業務概要

ウ 納品物

- 委託業務完了報告書の様式
 - ・任意様式(A4版・カラー両面印刷)
 - ・紙ベース及び電子データを格納した記録媒体(DVD-R等)
- その他納品物

本業務において制作した動画などの情報発信ツールについては、三重県が使用できるよう、できあがり次第、記録媒体（DVD-R等）にて納品すること。

(4) 事故報告

業務遂行にあたり、不適切な事務処理や事故及び遅延が生じたまたは生じる見込みとなった場合や、その他取扱いに疑義が生じた場合は、直ちに三重県へ報告し協議を行うこと。

(5) 契約の変更

本業務にかかる内容や支援量等を踏まえ、三重県と受託者が協議の上で契約を変更できるものとする。

(6) 業務の実施体制

ア 業務責任者等の選任

受託者は、契約締結後速やかに業務責任者を選任し、三重県に届けなければならない。業務責任者は、委託業務を統括し、その遂行についての指揮監督を行い、業務従事者等の指導を行うとともに、委託業務の遂行について三重県へ協議・報告を行う。

イ 名簿の提出

受託者は、アに定める者を配置し、従事者名簿を提出するものとする。名簿に記載された者を変更した場合には、速やかに三重県に提出しなければならない。

ウ 実施体制の見直し等

業務の増減により提出した提案書に示された業務運営に係る体制の見直しや業務従事者の人員配置に増減がある場合は、事前に三重県と協議するものとする。なお、提案書に満たない配置となった場合は、相当額を精査し、最終的に減額の変更契約を行うものとする。

(7) その他、受託上の留意点

ア 受託者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、被写費、交通費、通信費、消耗品費等全ての経費を、本業務委託料に含むものとする。

イ 企画提案書で提案した業務は、当初契約金額内で責任をもって履行すること。

ウ 契約締結後において、三重県の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、三重県と受託者とで取り扱いを協議する。

エ 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議して実施するものとする。

オ 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに三重県に報告し、その指示に従うこと。

カ 業務遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこと。

キ 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。

ク この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

ケ 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。

※本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転

するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。

また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

サ 受託者は、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- i) 断固として不当介入を拒否すること。
- ii) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
- iii) 三重県に報告すること。
- iv) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

なお、受託者が上記ii)又はiii)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

シ 障がいを理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。